

国民健康保険からのお知らせ

～平成22年度の新事業、制度改正について～

特定健診の自己負担額が無料となります！

岩美町国民健康保険被保険者の皆さんにもっと特定健診を受診していただき易くするため、自己負担額（平成21年度まで、課税世帯1,300円、非課税世帯500円でした）を無料とします。毎年、受診し健康管理に役立てましょう。（詳しくは、平成22年度岩美町健診計画表をご覧ください。）

課税世帯 1,300円
非課税世帯 500円

無料

大腸がん撲滅事業(新規)が始まります！

これまで、胃がん検診で要精密検査となった方への精密検査費用の自己負担部分（3割）を国民健康保険で給付していましたが、このがん撲滅事業を拡充し、大腸がん検診で要精密検査となった方も対象とします。ただし、岩美病院での受診のみとなります。

受診 自己負担部分(3割) 請求

国保要精密検査対象者

岩美病院

岩美町

支払

70～74歳の方の医療機関での窓口負担1割が継続されます！

平成22年4月より2割に引き上げられる予定でしたが、政府の方針により平成23年の3月末まで継続となりました。

平成22年4月より
自己負担 2割

平成23年3月末まで
自己負担 1割

70～74歳の方の高額療養費の自己負担限度額も継続されます！

所得区分が『一般』の方は、一ヶ月の医療費が高額になったときの自己負担限度額も継続されます。

<所得区分の『一般』の方の自己負担限度額>

平成22年4月～	外来(個人単位)	24,600円
	外来+入院(世帯単位)	62,100円

～平成23年3月末	外来(個人単位)	12,000円
	外来+入院(世帯単位)	44,400円

注意) 法改正などにより、内容について変更される可能性もあります。

問い合わせ先 住民生活課 ☎73-1415

後期高齢者医療制度からのお知らせ

～平成22年度の改正について～

保険料率が変わります！

保険料は2年ごとに見直しされ、2月10日に開催された広域連合議会定例会において、平成22・23年度の保険料率が決定されました。

- 保険料の所得割率 100分の7.71 (100分の7.75)
- 保険料の均等割額 40,773円 (41,592円)
- 保険料の賦課限度額 500,000円 (500,000円)

()内は、平成20・21年度のもので。

平成22年度における保険料負担の軽減について

(1)均等割額の軽減

平成22年度も継続されます

軽減割合	世帯主及びその世帯の被保険者の合計所得金額が下記の金額以下の世帯
9割	「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他所得がない場合)
8.5割	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯
5割	「基礎控除額(33万円)」+「24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯
2割	「基礎控除額(33万円)」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

(2)所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額)が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。(年金収入の額が211万円以下の方)

(3)被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

健康診査の自己負担額が無料となります！

平成21年度までは、自己負担額500円をいただいていたましたが、岩美町では無料とします。

問い合わせ先

住民生活課 ☎73-1415
鳥取県後期高齢者医療広域連合
☎0858-32-1097